

第4回検討会議開催結果

1 福岡県宿泊税交付金の調査結果

- ・市町村への支援についても、効果検証を念頭において実施する必要がある。
- ・補助裏負担を不要とするということは、補助率 100%ということになる。補助金の基本的な考え方からすれば、県が主体となる事業を市町村に委託する場合であれば補助率 100%もありうるが、市町村が主体となる事業に対する補助金であれば、補助率 100%は考えにくい。ある程度の負担を市町村自身でもらう必要がある。
- ・素案の「補助率の柔軟な設定」について、恣意的な運用にならないように、例えば負担に配慮するというのであれば、市町村の財政力指数等で自動的に補助率が決定されるスキーム等、検討していく必要がある。
- ・補助裏負担は、県と市町村の観光振興の方向性を決めた上で、市町村の自由度を考慮し、決定していく必要がある。

2 これまでの検討結果の整理

(1) 持続的発展に向けて必要な施策

- ・宿泊事業者の安定的な経営支援に重きを置き、県内全体の観光周遊が可能になるような取組に使っていただきたい。
- ・市町村への補助金は比較的捕捉しやすいが、個人事業者への補助金はかなりリスクがあるため、事前にリスクを把握し、十分に理解した上で制度設計を行う必要がある。
- ・宿泊税が必要であることは十分理解できたが、補助金の申請、実績、効果測定まで確認する業務はかなりのボリュームであり、人員の確保が必要である。

(2) 市町村への支援の方法

- ・補助金とした場合、県としての意思がないのに市町村の事業に口を出すばかりとなってしまうと、県と市の関係破綻に繋がる可能性がある。また、県に相当な事務負担が発生し、申請や交付決定等の事務を考慮すると、第一四半期は事業を開始できない事態に陥る可能性もある。仮に、補助金で実施する場合は、県職員だけでなく、専門的な外部人材の活用等の検討が必要である。一方、交付金は市町村の自由度が高く活用しやすいが、観光振興につながりにくい事業や効果測定ができない事業に活用される恐れもあるため、次年度の交付に影響を与えるスキームとして、その点をコントロールすることも考えられる。
- ・補助金あるいは交付金については、市町村との連携の中で今後検討していき、良い形としてほしい。宿泊税を徴収することで、県全体の観光振興、結果として千葉県全体の地域活性化につながっていくことが最大の目的であり、活用しやすい設計が必要である。
- ・地方交付税交付金は一般財源として位置づけられているため用途の制限はないが、分野を絞った交付金となると特定財源になり、通常補助率 100%ということはない。また、道府県

税で地方消費税や、県民税の中の利子割等は完全に一般財源の交付金として市町村に一定割合を支給するので補助率という概念は無くなるが、使い道が決まっていれば負担金になる場合は、国が決めた事業に対して、それぞれにある程度責任があるため、自治体と国の間で、負担割合を決めていく。一方、補助事業は主体が自治体や事業者であり、自分たちがやりたいから事業申請するものであり、そのときに自己負担が無いと、財源の負担無くできてしまう。そうすると、必要性が低いものでも手上げができてしまうため、補助事業として行うからには、一定の自己負担を求めるべきである。

(3) 千葉県 の 財政状況

- ・県の予算、経常収支比率が厳しいので、自分で使える予算が少ない中で、観光・宿泊業に支援を行うという表現となっているが、「観光・宿泊業に」というのは少し特化しすぎではないか。

- ・県は厳しい財政状況の中で観光への支援を行っていくということだが、人口減・高齢化で財政が苦しくなるのは当然であるため、特別徴収義務者としては、一般財源が宿泊税に置き換わることは反対であり、現在の県の観光振興予算は維持してほしい。

(4) 税制度設計

- ・特別徴収義務者の声としては、簡素な税制度設計となっており、ありがたい。

- ・申告方法が電子か紙媒体かでコストが変わる。できれば電子、スマートフォンでの申告がいいのかもしれないが、ご年配の方がスマートフォンで申告できるのか、できない場合に誰が助けることができるのか等の整理も必要である。

- ・宿泊税を取った際の領収証の切り方や仕訳も丁寧に説明をしていく必要がある。

- ・特に宿泊税の制度設計において市町村との自由な議論の余地ある制度設計は委員からも評価されている。

- ・今後は民泊の課税対象の捕捉等、徴収事務の組み立てが大変である。これを県だけで行えるのか市町村との協力が必要なのか等、様々な関係組織との調整が必要になるので、しっかりと取り組んでいただきたい。

(5) 用途の明確化（見える化）

- ・「用途の明確化（見える化）の方向性」に「予算書あるいは決算書に明示」「決算書の事項別明細書あるいは説明資料等に明示」と書かれているが、予算書、決算書を公開していない自治体も多く、その場合一般の方の目に入らないため、この点への対応が必要である。

- ・宿泊税と一般財源を組み合わせる事業を行う場合等も含め、宿泊税の全収入について用途の明確化を行う必要がある。特別会計を設置すれば、そういった事業は容易に把握できる。

- ・特別会計の留意点とされている「予算編成や決算処理にあたり各種書類が複雑化」することについては、目的税を導入した段階で生じるものであるから、特別会計を設置しない理

由とはならない。

- ・特別会計がなくても、宿泊税を活用した全事業がわかりやすい形で公表されて、理由も説明され、効果検証の実施まで担保されるのであれば特別会計にこだわる必要はないが、その場合も宿泊税全額の使途を追跡できる必要がある。
- ・宿泊事業者が宿泊税の使途について意見ができる体制にするとともに、使われ方についても、宿泊事業者の目が入る検証機関を設置してほしい。
- ・宿泊税がどのように使われたか、ガイドブックの配布やウェブサイトへの公開等により、誰もが簡単に確認でき、透明性が確保された制度設計としてほしい。

(6) 報告書の取りまとめについて

- ・検討会議は今回で一旦の区切りとし、会議後、委員に確認しながら報告書を取りまとめ、最終的な報告書については座長に一任することによいか。
⇒一同異議なし。
- ・検討会議では様々な実態や実務、理論面を踏まえた意見があったため、大体結論は資料に書かれていると思うが、報告書ではしっかり検討したということを明示していただきたい。また、報告書は用語を統一し、読みやすい形として広報的な効果の高い体裁としていただきたい。

(7) その他

- ・今後は、条例化する前段階のパブリックコメントや、市町村との意見調整など、様々な作業・調整があるが、しっかりと取り組んでいただきたい。
- ・千葉県における宿泊税の議論は、まだ緒に就いたばかりであり、今後も宿泊事業者や市町村等に対し、宿泊税制度について説明を尽くし、十分な理解を得られるように努めていただきたい。